

# SATO'S NEWS LETTER

## 睡眠不足のドライバー乗務禁止 (国土交通省 HP より抜粋)

### ～睡眠不足に起因する事故の防止対策の強化～

バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗車させてはならないことを明確化し、点呼簿の記録事項として「睡眠不足の状況」が追加されます。

#### 「改正の概要」

- ①旅客自動車運送事業運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業安全規則の一部改正 (平成 30 年 4 月 20 日公布、平成 30 年 6 月 1 日に施行)
  - ・事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として**睡眠不足**を追加します。
  - ・事業者が乗務員の乗務前点呼、常務途中点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、**睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無**を追加します。
  - ・運転者が遵守すべき事項として、**睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること**を追加します。
- ②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈および運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈および運用について」の一部改正
  - ・点呼時の記録事項として**睡眠不足の状況**を追加します

☆併せて旅客自動車運送事業者が運転者に対して行う「**指導及び監督の指針**」を**6月1日**に改正します。

事故や車両故障、災害発生時等緊急事態における的確な対応や「睡眠不足」「薬の副作用」等の危険に関する運転者教育を図る為、指導体制の強化を図ります。

点呼時の確認事項	日常点検とその結果
	酒気帯びの有無
	疾病・疲労等の有無
	睡眠不足の有無



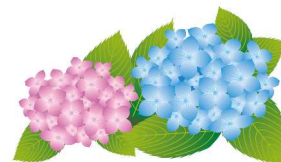
#### ☆平成 30 年 7 月以降～

#### バス・トラック・タクシーなど自動車運送事業者に対する過労運転関連の行政処分基準の厳格化 (予定)

自動車運送事業の運転者は、全職業の労働者と比べ労働時間が 2 割近く長く、過労死案件も多い為、政府の働き方改革の中でも運転者の長時間労働是正が課題となっています。そこで、国土交通省は運転者の労働環境改善の為、以下のような過労運転防止違反のある事業者への行政処分量定の引き上げを 7 月以降実施します。

- ・乗務時間の超過等過労運転防止違反に係る**車両停止処分量定の引上げ**
- ・トラック運送事業者に対し、使用停止車両の割合を最大で**保有車両の 5 割**まで引き上げ

2018 年 6 月号  
(No.102)



### CONTENTS

- 睡眠不足のドライバー乗務禁止 ..... P.1
- 助成金情報 ..... P.2
- 会社主催の飲み会後の事故は労災? ..... P.3
- 労働保険年度更新のお知らせ ..... P.3
- 給与明細の見方のポイント ..... P.4
- 人事労務ニュース ..... P.4
- スタッフ紹介 ..... P.4

### 6 月の社会保険労務と税務

6月11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

7月2日

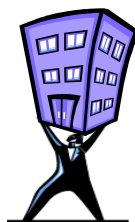
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね!

助成金情報



# 人材開発助成金



平成30年4月1日に人材開発助成金の助成メニューが整理統合されました。

<29年度>

《人材開発支援助成金》

特定訓練コース	・労働生産性の向上に係る訓練 ・雇用型訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練
一般訓練コース	上記以外の訓練
キャリア形成支援制度導入コース	・セルフ・キャリアドック制度 ・教育訓練休暇等制度
職業能力検定制度導入コース	・技能検定合格報奨金制度 ・社内検定制度・業界検定

《キャリアアップ助成金》

人材育成コース	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練
---------	---------------------

《建設労働者確保育成助成金》

認定訓練コース	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練
技能実習コース	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習など

《障害者職業能力開発助成金》

障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等)
---

<30年度>

《人材開発支援助成金》

特定訓練コース	・労働生産性の向上に係る訓練 ・雇用型訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練
一般訓練コース	上記以外の訓練
教育訓練休暇付与コース	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成
特別育成訓練コース	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練
建設労働者認定訓練コース	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練
建設労働者技能実習コース	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習など
障害者職業能力開発コース	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等)

・制度導入助成について、教育訓練休暇付与コースを新設するとともに、**キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コース**については平成29年度限りで廃止されました。

助成額・助成率

( ) 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		資金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		実施助成 (1人1時間当たり)	
		生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たさず場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たさず場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たさず場合
①特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
	OJT	-	-	-	-	665円 (380円)	840円 (480円)
②一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%	-	-
③教育訓練休暇付与コース	-	-	-	30万円	36万円	-	-

## 会社主催の飲み会後の事故は労災？

☆会社の歓送迎会等でお酒を飲んだ後、帰宅途中に怪我をしたり、事故に巻き込まれた場合は労災になるのでしょうか？

平成 28 年の最高裁で会社の飲み会に参加後の事故にあった被災者について労災を認める判決を下しました。とはいえ会社の飲み会後の帰宅途中の事故が常に労災と認められるわけではありません。

このケースは被災者が飲み会に参加後、飲み会の参加者を車で自宅へ送り、その後職場へ戻る途中での事故でした。参加者を自宅へ送る行為が業務と認められ業務災害と認定されました。

一般的に飲み会の後自宅へ帰宅途中に事故に遭った場合、その事故が通勤災害に該当しない限り労災認定を受けることは出来ません。

※通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡を指し、「通勤による」とは労働者が合理的な経路又は方法で移動した際に負傷等した場合を指します。

### ・まず会社の飲み会が「業務」に該当するか否かという点が大事になってきます。

一般的に飲み会はお酒を飲みながら雑談することがほとんどです。会社で作業するのは違い業務に当たると認定されにくいですが、その飲み会の目的や内容、出席が任意か否か、時間、費用負担等の事情を考慮した上で、飲み会が業務と認められるケースもあります。

例えば、営業マンが取引先との会食した場合はそこで商談等行われていることもあるので業務と認められやすいです。一方で会社の同僚との親睦、飲酒を図る為の飲み会は、その飲み会自体が任意参加の場合は業務とは認められにくいです。ただし、その飲み会が上司から参加を強く要請され参加しない訳にはいかない場合や、会議や研修後にそのまま飲み会へ移行する場合等、会社から参加を要請されている場合は業務との関連性があると認められる場合があります。

### ・会社の飲み会が「業務」だったとしても、飲み会終了後帰宅途中までの経路が「合理的な経路・方法」でないといけません

例えば、会社主催の飲み会の後、通常の経路から外れて別の店で飲み直した後帰宅途中に怪我をした場合や酩酊状態で自転車を運転し怪我をした場合は通勤途中の怪我とは認められない可能性が高いです。

### ・飲み会後の事故の場合、飲み会が「業務」と認められるか否かが労災認定のポイントになってきます。

飲み会後の事故の場合は業務との関連性が否定されることが多いです。平成 28 年の最高裁の判決では、会社の要請により歓送迎会に参加しない訳にはいかなかった状況の評価をしています。通勤災害の認定についてもこの考え方が妥当すると思いますので業務との関連性が強い飲み会の場合は、その旨を説明できるように仕事の状況がわかる資料等の準備をしておくといよいでしょう。

上司から飲み会への参加を促された場合はそのメール等を保存しておくといよいですし、話をした内容が業務に付随するものであれば証言してくれる同僚を確保しておいたほうがいよいでしょう。

・社会人として行かざるを得ない飲み会の帰りに事故等に遭った場合には上記のポイントを心がけましょう。

## 労働保険年度更新のお知らせ

・平成 30 年度の労働保険（労災保険、雇用保険）の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めをお願いします。

申告・納付期間は **6月1日（金）～7月10日（火）** です。

労災保険と併せて石綿健康被害の為の一般拠出金も申告・納付となります。

平成 30 年度より労災保険料率が改定されています。

労働保険の確定・概算申告に関する問合せはサトーまで。



## 給与明細の見方のポイント

## 〈給与明細の見方のポイント〉



従業員がまず気にするのが給料です。

実際に手取りの金額を見ることはあっても、明細の内容を細かく見ることはあまりないかもしれません。

そこで、給与明細には実際どのようなことが記載されているか見て行きたいと思います。

## 【給与明細に記載されている内容】

主に次の4つの項目が記載されています

- ◆ **勤怠項目** 時間に関すること（出勤・欠勤日数、勤務時間、残業時間、有給休暇等）
- ◆ **支給項目** その月々に支払われるもの（基本給、通勤手当、住宅手当、残業手当等）
- ◆ **控除項目** 給与に対して発生するもの  
（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、所得税、住民税等）
- ◆ **その他の項目** 会社独自のもの（会社団体に加入している生命保険料、財形貯蓄等）

※「控除」とはある金額から一定の金額を差し引くという意味があります。

サラリーマンの場合、毎月の給与における税金や社会保険料は会社側が計算し、会社が国へそれぞれ納付します。

手取りの金額は支給項目の合計から控除項目を差し引いた金額になります。

**毎月給与を貰う立場として、自身の給与の内訳を知っておくことは非常に大切です。**

## 人事労務ニュース

・パートの時給初めて1,100円台へ(5月24日)

2017年度の毎月勤労統計（厚労省）によると、パートタイム労働者の時給は前年と比べて2.3%増え、初めて1,100円台となりました。人手不足を背景に、企業が時給を引き上げて従業員を確保しようとしている結果と見られます。

・労災認定基準見直し求める意見書提出（5月24日）

過労死問題に取組む弁護士らによって形成されている「過労死弁護士全国連絡会議」は、労災認定基準の見直しを求める意見書を厚労省へ提出しました。労災認定の目安とされる時間外労働時間を現在の80時間から65時間程度に引き下げることや、複数の職場で働いた場合は、労働時間を合算して算出するよう求めています。

## スタッフ紹介

岡村 絵美  
(おかむら えみ)



血液型：O型  
趣味：バドミントン  
/演劇鑑賞

今年2月に入社致しました。主に健康診断手配業務を担当しています。現在北海道から沖縄まで全国縦断健康診断手配旅の真最中です。全国各地の方言に癒されつつ、名所旧跡を巡り、名産品を食べたつもりで日々楽しく業務に取り組んでおります。これからもお客様のお役にたてるよう頑張りますのでよろしくお願い致します。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所  
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00  
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所  
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00  
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983